

社会福祉法人 はまゆう会 行動計画

労働者が仕事と家庭を両立し、働きやすい職場環境の整備のほか、子供の健やかな育児に資する地域貢献活動の取り組みの一環

平成 17 年 4 月 次世代育児支援対策推進法施行

平成 23 年 4 月 一部改訂

計画期間 平成 25 年 11 月 1 日～平成 27 年 10 月 31 日

目標①

育児休業取得者を男性職員を含めて 2 名以上とする。

<対策>今年度内での研修会の実施

目標②

育児休業中の職員との定期的な連絡を実施する。

<対策>月 1 度の定期連絡の実施とその記録

目標③

年次有給休暇の取得率を付与数の 85%以上（一人平均）とする。

<対策>4 半期毎に取得率を出し会議等で公表する。